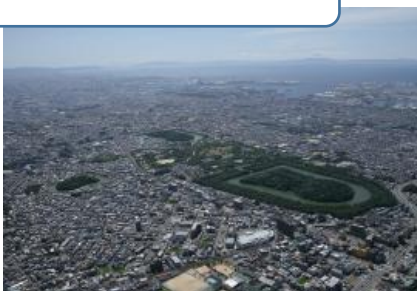


堺市への遺贈寄附のご案内

堺市では「自分が残す財産をあしたの堺のために役立てたい。」というご意思をお持ちの方からの遺贈寄附の受入も行っております。
ご寄附いただく大切な資産は、可能な限り寄附者様のご意思に沿った目的に活用させていただきます。

★使いみちの例★

歴史的資産の保全



子育て環境の整備



文化・スポーツの振興



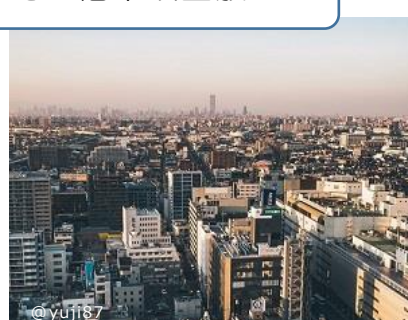
まちづくりの推進



福祉の充実



その他市政全般

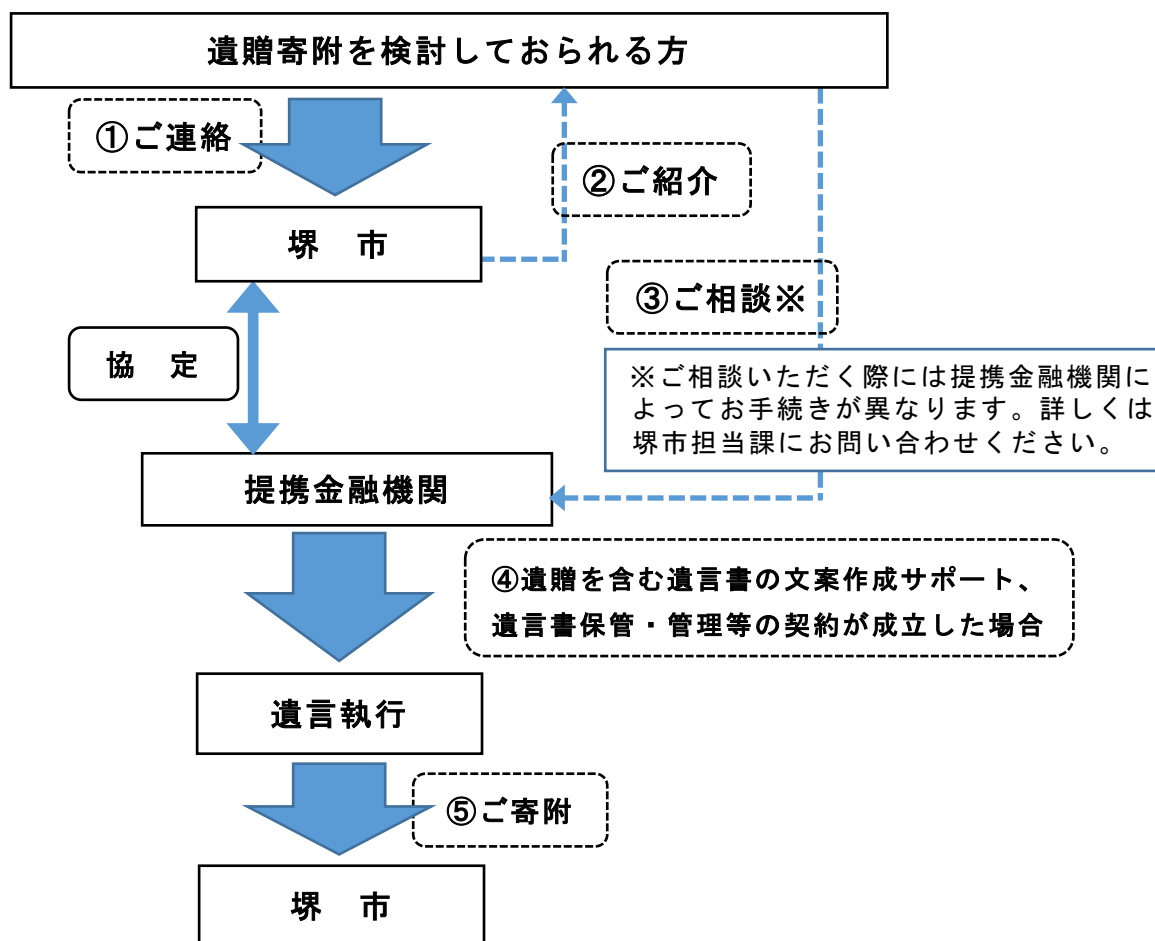


遺贈のご意思を遺漏なく実現するためには、遺言書の作成が有効となります。

堺市と協定を締結している提携金融機関では公正証書遺言の文案作成に関する事前のご相談をお受けいただけます。ご相談を希望される方は、まず本市担当課までご連絡をお願いします。【担当課:財政局財政部資金課072-228-7191】

なお、提携金融機関での相談につきましては無料となっておりますが、遺言信託等の各種サービスのご利用にあたり、各金融機関所定の手数料・費用がかかります。また、公証役場での公正証書遺言作成についても別途費用がかかります。

★お手続きの流れ★



★堺市と遺贈寄附に関する協定を締結している提携金融機関★

株式会社 三井住友銀行

担当課：財政局財政部資金課 072-228-7191